

## 強くてやさしいクルマの保険(総合自動車保険)

三井ダイレクト損保 MS&AD INSURANCE GROUP

> 2024年9月1日 以降始期契約用

## 重要事項説明書

## はじめに

- ●この書面では、三井ダイレクト損保の「強くてやさしいクルマの保険(総合自動車保険)」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起 情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
- ●ご契約の内容は、保険種類に応じた<mark>普通保険約款・特約</mark>によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載し ているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」に記載していま すので、ご確認ください。
- ●「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約の他、◯◯ のマークに記載の項目等を記載しています。
- ●保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)が異なる場合には、この書面に記載の内容について、 記名被保険者・車両所有者にも必ずご説明ください。
- ●「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットする場合は、「『レスキュードラレコ』専用端末の貸与および サービスご利用規約」が適用されます。この特約をセットしてお手続きいただいた場合、この規約に同意していただいたものと みなします。詳しくは、当社Webサイトをご確認ください。ご契約を解約する等の場合、所定の期日までに専用ドライブレコーダー 等をご返却いただく必要があります。ご返却いただけない場合は、違約金を請求させていただきますのでご注意ください。

## 読み方のご説明

契約概

保険商品の内容をご理解いただく ための事項です。



▶「約款のしおり(普通保険約款・ 特約)」をご参照ください。

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって 不利益になる事項等、特にご注意 いただきたい事項です。

橙色の文字の用語 ▶ 下記の「保険用語のご説明」を ご参照ください。

## 保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

□ <保険用語のご説明>

	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。			
約款	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。			
	保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。			
補償の対象(者)等	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。			
無順の対象(有)寺	記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券記載(注1)の被保険者をいいます。			
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車のことをいい、保険証券に明記(注1)されます。			
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。			
保障金額		保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、 保険証券記載 <sup>(注1)</sup> の保険金額をいいます。			
保険料 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。					
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。			
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(注2)を含みます。			
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。			
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。			
その他	用途•車種	登録番号標等(ナンバープレート)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。			
	自家用8車種	用途・車種が、自家用(普通・小型・軽四輪(注3))乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下(注4)・最大積載量0.5トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)(注4)に該当する自動車をいいます。			
	営業用3車種	用途・車種が、営業用(小型・軽四輪)貨物車、営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)に該当する自動車をいいます。			
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。			

(注1)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。 (注2)性別が同一である方の場合は、所定の資料等により確認させていただきますので、お客さまセンターまでご連絡ください。

(注3)営業用の軽四輪乗用車を含みます。

(注4)自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)については、新たなご契約のお引き受けはできません。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1)商品の仕組み 契約概要

「強くてやさしいクルマの保険」は「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」、「お車の補償」、「その他の特約」で構成されます。 必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただけます。 ※ご契約の条件によっては、セットできない特約があります。

基本と	なる補償	自動セット特約	主な任意セット特約		
相手方への補償	対人賠償保険対物賠償保険	被害者救済費用特約 対物超過修理 費用特約			
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険		自損事故傷害特約 <sup>(注1)</sup> 無保険車傷害特約 <sup>(注1)</sup>	自動車事故特約 搭乗者傷害特約 (傷害一時金払)	搭乗者傷害特約 (死亡·後遺障害)
お車の補償	車両保険	車両保険 無過失事故特約 <sup>(注2)</sup>	新車特約 車対車 免責ゼロ特約	車両全損復旧 費用特約 身の回り品 補償特約	車両危険限定 補償特約 レンタカー費用 特約
その他の特約		では、他車運転特約(注3) スマート継続手続特約	ファミリーバイク 特約 弁護士費用 補償特約	自転車・車いす 傷害定 日常生活賠償特約	・ベビーカー等 額特約 ドラレコ特約

- (注1)人身傷害保険をセットしない場合にセット可能となります。自損事故傷害特約と無保険車傷害特約は同時セットとなります。
- (注2)車両保険をセットした場合に自動セットされます。
- (注3)記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に自動セットされます。

## (2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契 約 概 要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されており、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

#### 保険金をお支払いしない場合(共通)

- ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ●ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することに よって生じた損害または傷害 など

į	基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故で、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方、その父母・ 配偶者・子が死傷した場合の損害 など
ろの 補償	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故で、他人の車や建物など 他人の財物に損害を与えたこと、またはご契約のお車の 所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸 上の乗用具が運行不能になることで、法律上の損害賠償 責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害、またはそれらの方が所有・使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことによる損害 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険	ご契約のお車に搭乗中等の事故により死傷した場合に、その実際の損害額に対し保険金をお支払いします。なお、 自動車事故特約をセットすることで補償の対象となる事故 の範囲を拡大することができます。	酒気を帯びた状態等でお車を運転中に運 転者本人が被った損害または傷害、闘争 行為によりその本人に生じた損害または 傷害 など
お車の補償	車両保険	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は <mark>保険金額</mark> の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。	酒気を帯びた状態等でお車を運転中の損害、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害、違法改造を行った部分品・付属品に生じた損害など

上記の保険金とは別に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いするものがあります。また、<mark>被保険者</mark>を、基本となる補償ごとに定めています。

【 <各補償・特約のお支払いする保険金とその額>、<保険金をお支払いしない主な場合>

### 2免責金額 注意喚起情報

車両保険には免責金額(自己負担額)があり、以下のいずれかの方式からお選びいただきます。なお、契約条件によっては設定できないパターンもありますのでご了承ください。また、ご契約の免責金額については、<mark>申込書類等</mark>でご確認ください。

	設定方式		免責金額	
			2回目以降の事故	
定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が、1回目の事故に適用される	5万円	5万円	
	免責金額と同額となる方式	10万円	10万円	
		15万円	15万円	
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が、1回目の事故に適用される	0万円	10万円	
	免責金額より高い金額となる方式	5万円	10万円(注)	

<sup>(</sup>注)「車対車免責ゼロ特約」のセットも可能です。

#### ③主な特約の概要 契約 概要

契約時のお申し出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる<自動セット特約>と、任意にセットできる <任意セット特約>があります。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

●自動車事故特約<任意セット特約>

人身傷害保険の補償範囲を拡大します。

※記名被保険者が個人の場合にこの特約をセットできます。

○:補償されます ×:補償されません

事故の種類契約タイプ	ご契約のお車に 搭乗中の事故	ご契約のお車以外の自動車に 搭乗中の事故	歩行中等の 自動車事故
車内のみ補償タイプ (自動車事故特約セットなし)	0	×	×
車内・車外補償タイプ (自動車事故特約セットあり)	0	0	0

- ※1「ご契約のお車に搭乗中」は、自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている場合を含みます。
- ※2「ご契約のお車以外の自動車」は、記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の<mark>親族</mark>が所有または常時使用する自動車を除きます。
- ※3「歩行中等の自動車事故」は、自動車に搭乗中以外の自動車事故が対象となります。
- ※4「ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故」は、他車運転特約等で補償される場合があります。
- ※5 上表は、記名被保険者とそのご家族の補償について記載したものです。

#### ●車両危険限定補償特約<任意セット特約>

車両保険の補償範囲について、単独事故が対象外となる等、以下のとおり限定されます。

○:補償されます ×:補償されません

	事由契約タイプ	一般タイプ	限定タイプ
1	他の自動車との衝突・接触	0	0
2	自動車によるあて逃げ	0	0
3	動物との衝突・接触	0	0
4	火災・爆発	0	0
5	盗難	0	0
6	落書・いたずら・窓ガラス破損	0	0
7	飛来中・落下中の他物との衝突	0	0
8	台風·竜巻·洪水·高潮	0	0
9	歩行者・自転車、電柱・ガードレール等との衝突・接触	0	×
10	墜落·転覆	0	×
1	地震·噴火·津波	×	×

- ※1 車両保険にこの特約をセットしない場合を<一般タイプ>、セットする場合を<限定タイプ>としています。
- ※2「③動物との衝突・接触」の動物とは、人は除きます。なお、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑦飛来中・落下中の他物との衝突」に含めます。
- ●ファミリーバイク特約「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」

(ファミリーバイク特約(賠償損害)、同(賠償損害・自損傷害)、同(賠償損害・人身傷害))<任意セット特約>

記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車(借用車も対象。以下同様とします。)を所有・使用・管理しているときに生じた事故(注)について、それぞれのタイプに応じて次の補償・特約の保険金をお支払いします。

- ·賠償保険(対人·対物)、人身傷害保険、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約、被害者救済費用特約
- (注)人身傷害保険、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約においては原動機付自転車に搭乗中に生じた事故をいいます。
- ※記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合にこの特約をセットできます。
- ●弁護士費用補償特約(自動車事故弁護士費用等補償特約)<任意セット特約>

記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のお車に搭乗中の方等が、自動車被害事故で死傷したり財物に損害を被った場合(注) に、相手方に損害賠償請求を行う際に当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用(弁護士報酬、訴訟費用等)をお支払いします。(ただし、費用ごとに設定された限度額の範囲内で、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。)また法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。

(注)被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車である場合に限ります。

※記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない役員・従業員等は被保険者に含まれません。

●日常生活賠償特約(日常生活賠償責任補償特約) <任意セット特約>

日本国内における日常生活の事故や住宅(注1)の所有・使用・管理に起因する事故により、被保険者が他人の身体や財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等(注2)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額を補償します。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 (注1)記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

- (注1)記名被保険者の居任の用に供される任宅をいい、敷地内の動産およひ个動産を含みます (注2)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- ※記名被保険者が個人の場合にこの特約をセットできます。

#### ④特約の補償重複に関するご注意 注意喚起情報

記名被保険者が個人で、以下の補償・特約をセットされる場合、記名被保険者およびそのご家族について、補償内容が同様の他の 保険契約(バイク保険や、当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。このとき、 重複した補償について、一つの保険契約のみからの支払いとなる場合があります。

他の保険契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認いただき、以下の補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、 ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。)

ご注意 ください 補償の重複を避けるためにこれら補償・特約を1契約のみにセットする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがあります。

#### 〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降の自動車保険等の補償の場合を含む)
1	人身傷害保険「車内・車外補償タイプ」	人身傷害保険「車内・車外補償タイプ」
2	ファミリーバイク特約	ファミリーバイク特約
3	弁護士費用補償特約	弁護士費用補償特約
4	日常生活賠償特約	日常生活賠償特約
5	自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約	自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約

- ※1 人身傷害保険「車内・車外補償タイプ」が重複している場合は、一方のご契約を「車内のみ補償タイプ」とすることで、補償重複の対象部分が解消し、保険料がお安くなります。
- ※2 弁護士費用補償特約について、「記名被保険者およびそのご家族」以外の方は、弁護士費用補償特約をセットされたご契約のお車に搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。
- ※3 自動セットの特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

## ⑤保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社Webサイトをご確認ください。 なお、お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書類等でご確認ください。

#### ⑥主な付帯サービス

すべてのご契約にロードサービスが付帯されます。主なサービスは「レッカーサービス」「車両トラブル緊急対応サービス」等になりますが、詳しくは当社Webサイトに掲載の「三井ダイレクト損保ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

#### ⑦補償される運転者の範囲 契 約 概 要 注意喚起情報

補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を次のとおり設定することができます。

- ●「運転者の範囲に関する特約」(本人限定特約、本人・配偶者限定特約または家族限定特約をいいます。)をセットし、運転する方を限定した場合は、限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
  - ※記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に、運転者の範囲に関する特約をセットすることができます。
- ●運転者年齢条件(年齢を問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
  - ※ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に、運転者年齢条件をお選びいただきます。

〈記名被保険者が個人の場合〉

○:補償されます ×:補償されません

	運転者	本人 限定	本人・ 配偶者限定	家族限定	限定 なし	運転者 年齢条件
1	記名被保険者	0	0	0	0	
2	①の配偶者	×	0	0	0	年齢条件 が適用
3	「①または②」の 同居の親族	×	×	0	0	が適用 されます。 (注1)
4	①~③までの方の 業務に従事中の使用人	×	×	×	0	(1)
5	「①または②」の 別居の <mark>未婚</mark> の子	×	×	0	0	年齢を 問わずに
6	①~⑤以外の方(注2)	×	×	×	0	補償され ます。

- (注1)ご契約のお車を運転する最も若い方の年齢に応じて、運転者年齢条件を選択してください。
- (注2)別居の親族(別居の既婚の子など)、友人、知人などをいいます。
- ※記名被保険者が法人の場合、ご契約のお車を運転する方全員に、運転者年齢条件を適用します。
  - 運転者年齢条件を設定する際には、ご契約のお車を運転する方全員のうち、最も若い方にあわせてお選びいただきます。

#### ⑧保険期間および補償の開始・終了時期 契約 概要 注意喚起情報

- ●保険期間:1年間
- ●補償の開始:保険期間の初日の午後4時(申込書類等にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)
- ●補償の終了:満期日の午後4時

## (3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### ①保険料の決定の仕組み 契約 概要

保険料は、以下のような要素等によって決定されます。

※当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。

お客さまが実際に契約する保険料については、申込書類等にてご確認ください。

# 制度

ノンフリート 前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までのノンフリート等級、無事故/事故有の区分、事故 | 有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害 保険会社やJA共済等所定の共済からも引き継ぐことができます。なお、新たにご契約される場合は6(S)等級・事故 有係数適用期間0年となります。

🌉 <ノンフリート等級別料率制度について>

1.(2)ノンフリート等級別料率制度における割増引率の適用方法、1.(3)ノンフリート等級別料率制度における 事故の取扱い、1.(4)ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意、2.契約後の他社とのノンフリート等級に関する 情報の確認について

#### セカンドカー 割引

新たに取得した2台目以降のお車につき初めて契約する場合において、次の条件をすべて満たすときは、セカン ドカー割引が適用され、7(S)等級でのお引受となります。

既に契約している自動車保険	初めて契約する自動車保険		
(1台目のご契約)	(2台目以降のご契約)		
ノンフリート等級 2台目以降のご契約の始期日時点で、11等級以上の有効なご契約であること。	個人であって、次のいずれかに該当すること。 ①1台目のご契約の記名被保険者 ②①の配偶者 ③「①または②」の同居の親族	ご契約のお車の所有者 個人であって、次のいずれかに該当すること。 ①1台目のご契約のお車の所有者 ②1台目のご契約の記名被保険者 ③②の配偶者 ④「②または③」の同居の親族	

||用途・車種||1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途・車種がいずれも自家用8車種であること。

#### 記名被保険者 年齢別料率区分

|次の条件をすべて満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。

|「記名被保険者が個人」、「ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種」、「運転者年齢条件が21歳以上補償、26歳以上 補償または35歳以上補償」、「ご契約のお車の使用目的が通勤・通学使用または日常・レジャー使用」

#### 型式別料率 クラス制度

|お車の用途・車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定さ れた料率クラスを適用する制度です。料率クラスは、補償種類(対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両) ごとに決定されます。自家用普通乗用車および自家用小型乗用車は1~17クラスの17段階、自家用軽四輪乗用車 は1~7クラスの7段階(注)になり、数値が大きいほど保険料は高くなります。

(注)始期日が2024年12月31日以前の場合は1~3クラスの3段階

#### 使用目的

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、ご契約のお車の使用目的に応じて、保険料が異なります。

使用目的	基準			
業務使用	年間を通じて(注1)週5日以上または月15日以上業務に使用する場合			
通勤·通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学 <sup>(注2)</sup> に使用する場合			
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合			

(注1)始期日時点(保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点)以降1年間をいいます。

(注2)自宅から最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園(保育園・保育所 を除く)への送迎は通学にあたります。

#### 地 域 区 分 /ご契約の お車の登録地ん

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、ご契約のお車の登録番号(ナンバープレート)の運輸支局名 に基づく次の7つの地域区分に応じて、保険料が異なります。

「北海道」、「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿・中国」、「四国」、「九州・沖縄」

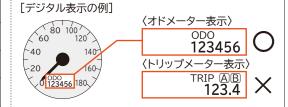
#### 走行距離区分

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、申込日 時点から過去1年間の、ご契約のお車の走行距離実績(注)に基づ く次の距離区分に応じて、保険料が異なります。

(注)6(S)等級・7(S)等級の場合は今後1年間の予想走行距離

	3,000km以下	10,000km超 12,000km以下
区分	3,000km超 5,000km以下	12,000km超 15,000km以下
区川	5,000km超 7,000km以下	15,000km超 20,000km以下
	7,000km超 10,000km以下	20,000km超

申込日時点の、ご契約のお車の積算走行距離計 (オドメーター)の値をご申告いただきます。



#### その他、保険 料の割引制度

ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。

・運転者限定割引 ・インターネット契約割引 ・継続割引 ・長期無事故割引 ・長期無事故割引プラス

・複数台割引 ・eサービス(証券不発行)割引 ・ご紹介割引 ・新車割引 ・ASV割引 ・ゴールド免許割引

→ <保険料および割引制度> 2.その他、保険料の割引制度

### ②保険料の払込方法 契約概要

注意喚起情報

「年払」と「月払」から選択いただきます。

○:選択できます ×:選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込(注1)
年払	0	0	0
月払(注2)	0	×	×

- (注1)お電話または「申込書兼確認書」でお申し込みの場合に限り、ご利用いただけます。
- (注2)当社Webサイトからのみお申し込み可能です。また、「月払保険料」の支払い総額は「年払保険料の8%増」となります。
- なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。
- 【 <ご契約後にご注意いただきたいこと> 4.保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

#### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。<u>払込期日の翌月末日まで</u>に払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

## (4)満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

## (1)告知義務 注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、ご契約時に「<mark>危険</mark>に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に 重要な事項(告知事項)<sup>(注)</sup>について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、 ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

(注)申込書類等において「告知事項」または冊印で表示しており、電話の際にはおたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。

#### <主な告知事項>

#### 記名被保険者 記名被保険者は、対人・対物賠償や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。 ご契約のお車を主に運転する方1名をお選びのうえ、ご申告ください。(注1) ●氏名 ●生年月日(注2) ●住所 ●運転免許証の色(注2) (注1)保険契約者が法人の場合は、保険契約者と同一かつ、ご契約のお車を使用する法人を記名被保険者として ください。 (注2)記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に限ります。 ご契約のお車 |車検証(自動車検査証)に記載されている内容をご申告ください。 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号(登録番号に準ずるものを含む) (車検証情報) ●車台番号 ●用途·車種 ●車名 ●車両所有者 ご契約のお車 ご契約のお車の使用実態等について、ご申告ください。 ●使用目的(注1) ●走行距離区分(注1) ●AEB(衝突被害軽減ブレーキ)の有無(注2) ●改造の有無 (上記以外) ●有償貨物運送の有無(注3) (注1)ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に限ります。 (注2)ご契約のお車の用途・車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合に限ります。 (注3)ご契約のお車が自家用自動車の場合に限ります。 前契約 前契約がある場合は、保険証券等に記載されている内容および保険期間中の保険事故件数等をご申告 ください。 ●保険会社 ●証券番号 ●保険事故件数(事故類型毎) ●ノンフリート等級 ●事故有係数適用期間 その他の項目 ●過去13か月以内の加入歴(注) ●保険契約者または記名被保険者の過去13か月以内の解除歴 ●特別危険保険料率適用予告通知の有無 ●ご契約のお車の(任意保険)重複契約の有無 (注)過去の契約の記名被保険者が、新契約の記名被保険者、新契約の記名被保険者の配偶者、新契約の「記名被 保険者またはその配偶者」の同居の親族に該当する場合

## (2)クーリングオフ 注意喚起情報

・ご契約のお申し込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、保険金をお支払いする事故が既に発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、クーリングオフはなかったものとしてお取扱いします。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせください。

- ・当社Webサイトのクーリングオフ申し込みページ(https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/coolingoff/)からお申し出いただくか、 後記記入例のとおり、ハガキ等の書面を当社「お客さまセンター」宛に郵送ください。(お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません)<sup>(注)</sup> (注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきます(お申し出時の書面等への記入は不要です)。
- ・クーリングオフした場合、既に払込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

●クーリングオフ 申し込みページはこちら



〈記入例〉 〈宛 先〉 私は下記の保険契約の申し込み **〒112-0004** - ①クーリングオフする旨の記載 を撤回いたします 東京都文京区後楽2丁目5番1号 保険契約者住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ②保険契約者住所 三井ダイレクト損害保険株式会社 ③保険契約者氏名(自署) 氏 名〇〇〇〇 お客さまセンター 行 ④連絡先電話番号 電話番号 00-000-000 ⑤契約申込日 ·契約申込日: 〇年 〇月 〇日 ⑥保険種類(自動車保険) ・保険の種類:自 動 車 保 険 ⑦証券番号 ・証券番号:○○○○○○○○

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1)通知義務等 注意喚起情報

- ①ご契約後、告知事項のうち次に掲げる事項(通知事項)の変更が生じた場合には、遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。 故意または重大な過失によって<u>ご通知が遅滞する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので</u> 十分ご注意ください。
  - ●ご契約のお車の用途·車種、登録番号(登録番号に準ずるものを含む。)(注1)
  - ●ご契約のお車の使用目的(業務使用/通勤·通学使用/日常·レジャー使用)(注2)
  - ●ご契約のお車の走行距離区分(6(S)等級、7(S)等級の場合のみ)(注2)
  - (注1)用途・車種の変更により、自家用8車種、<mark>営業用3車種</mark>以外に変更し、当社引受範囲外となった場合には、ご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。なお、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)に変更となる場合には、満期日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます(継続契約のお引受はできません)。また、自家用8車種と営業用3車種間の変更の場合は、ご契約をいったん解約の上、新たなご契約を締結していただく必要があります。
  - (注2)ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に限ります。
- ②次の事実が発生する場合は契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。
  - ●ご契約のお車と同一の用途・車種の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合やご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い 車両所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合
  - ●ご契約のお車を譲渡する場合
  - ●記名被保険者が変更になる場合
  - ●運転者の範囲(運転者の限定・運転者年齢条件)を変更する場合
  - ●上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合
  - <ご契約後にご注意いただきたいこと>
    - 1. (1) ②ア. ご契約のお車の入替、1.(2) ご契約内容の変更に関する留意事項
- ③事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- ④お引越し等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。また、住所変更に伴いご契約のお車の「登録番号」が変更となる場合には、必ずご通知ください。(上記①をご参照ください。)

## (2)解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還<sup>(注)</sup>する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

## (3)ご契約の中断制度 注意喚起情報

下記の理由により、ご契約を解約するまたは継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、中断するご契約の事故の有無・内容・件数等により決定されるノンフリート等級および事故有係数適用期間を新たなご契約に適用できる、「中断制度」があります。 〈中断制度が利用できる主な場合〉

- ●ご契約のお車を廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した場合
- ●記名被保険者が重度傷病により運転不能となった場合
- ●記名被保険者が海外転勤等で海外に出国する場合 など

なお、中断日(ご契約の解約日または満期日)から13か月以上ご連絡がない場合や、海外出国日が中断日から6か月を超える場合は この制度をご利用できませんので、ご注意ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

→ <ご契約後にご注意いただきたいこと>

2.(2)中断証明書発行の主な条件、2.(3)中断後の新たなご契約の主な条件

## 4 その他ご留意いただきたいこと

### (1)保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3か月以内に発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### (2)個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

#### ●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社Webサイト(https://www.mitsui-direct.co.jp)をご覧ください。

### (3)取扱代理店の権限 注意喚起情報

当社取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権・保険料領収権および告知受領権は有しておりません。

## (4)ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

### (5)重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③暴力団関係者その他の反社会的勢力(注)に該当すると認められた場合等。
- ④上記のほか、①~③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を いいます。

## (6)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

#### 

5.保険金のご請求時に提出いただく書類、6.示談交渉

#### <保険会社等の相談・苦情・連絡窓口>

〈ご契約に関するご質問・変更のお手続き〉

お客さまセンター

新規のお客さま : 0120-312-405 ご契約中のお客さま(継 続) : 0120-312-645 ご契約中のお客さま(変更手続き) : 0120-312-750 【受付時間:いずれも、9:00~18:00(年末年始を除く)】

## 〈事故が起こった場合〉

事故受付センター: 0120-258-312【24時間365日対応】

〈事故または故障でお車が自力走行不能となった場合〉 ロードサービスセンター: 0120-638-312【24時間365日対応】

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせ〉

お客さま相談デスク: 0120-312-770【受付時間:平日 9:00~17:00】

#### <指定紛争解決機関> 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を 受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結 しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、 一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し 立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808〔ナビダイヤル〕 【受付時間:平日 9:15~17:00】

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会の ホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)



このマークは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの人に 見やすいカラーユニバーサルデザインに配慮して作られた 印刷物、製品等に表示できるマークです。